

# 平成 19 年 特別区人事委員会勧告の概要

平成 19 年 10 月 16 日(火)

特別区人事委員会

## 〔本年の勧告のポイント〕

- 1 職員給与と民間給与がほぼ均衡しているため、類の初任給を除き、月例給与の改定を見送り〔公民較差は 38 円、0.01%〕
- 2 期末手当・勤勉手当(ボーナス)の引上げ〔0.05 月分〕
- 3 地域手当の支給割合を、現行から 1.5%引き上げ 14.5%とし、給料月額を同率程度引下げ〔初任給付近は引下げを緩和〕
- 4 給与構造の改革
  - ・地域手当の支給割合の見直し、給与カーブのフラット化等
- 5 職員の意欲と能力を高め、質の高い行政サービスの提供を図るための人事制度の整備
  - ・平成 19 年 1 月以降、新たな評価制度の運用が開始  
給与処遇への反映に加え、適材適所の任用管理、職員の主体的な能力開発と有機的連携を図り、機能の充実が必要
  - ・高度・複雑化する行政ニーズへの対応、人材供給構造の多様化に目を向け、採用チャネル拡大の検討
  - ・昇任選考制度について、昇任を職員の重要なキャリアアップの節目として捉え人材育成の観点から昇任への意識付け等を積極的に展開すべき
  - ・管理職選考の改正は、中堅職員への対応も必要、チャレンジしやすく、適切な能力実証が図れる仕組みについて引き続き検討
  - ・人材育成計画は総合的な人事・給与制度の重要な柱であり、さらなる充実に努めるべき

## 職員の給与に関する報告(意見)・勧告

本年の給与改定について

### 1 民間給与実態調査の内容(平成 19 年 4 月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 940 民間事業所を实地調査(調査完了 724 事業所)

### 2 職員給与等実態調査の内容(平成 19 年 4 月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
64,890 人	30,053 人	434,562 円	44.7 歳

### 3 公民比較の結果

	民間従業員	職 員	差
月例給 平均給与	434,600 円	434,562 円	較 差 38 円 (0.01%)
特別給 年間支給月数	4.52 月分	4.45 月分	0.07 月分

(注) 職員、民間従業員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

#### 改定の内容

##### 1 地域手当の支給割合の改定に伴う配分の見直し

- ・地域手当の支給割合の段階的引上げに伴い、本年は、1.5%引き上げ 14.5%とし、給料月額を同率程度引下げ（初任給付近は引下げを緩和）

##### 2 行政職給料表（一）の初任給

区 分	給料月額	現 行
類（大学卒程度）	181,200 円( + 2,000 円 )	179,200 円
類（高校卒程度）	143,000 円（据置き）	143,000 円

類は、地域手当算入後の水準で、民間と均衡

##### 3 期末手当・勤勉手当

- ・民間における特別給の支給状況、人事院勧告や他の地方公共団体の動向を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月分引上げ（現行 4.45 月分 4.5 月分）
- ・増加分は、勤勉手当に割り振る

(参考 1) 改定による平均年間給与の増加額（行政職給料表（一）適用職員）

改定前	改定後	差
約 7,204 千円	約 7,226 千円	約 22 千円 (0.3%)

(参考 2) モデルケースによる試算

ケース 1 係員（1級 29号給）、年齢 25 歳、  
扶養手当：無し、住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
215,090 円	215,774 円	684 円	3,501 千円	3,523 千円	22 千円

ケース 2 係長(4級 61号給)、年齢 40 歳、  
扶養手当：配偶者、子 2 人(教育加算無し)、住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
453,455 円	453,632 円	177 円	7,531 千円	7,558 千円	27 千円

ケース 3 課長(6級 69号給)、年齢 45 歳、  
扶養手当：配偶者、子 2 人(教育加算無し)、住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
632,740 円	633,592 円	852 円	10,543 千円	10,583 千円	40 千円

ケース 4 部長(8級 57号給)、年齢 50 歳、  
扶養手当：配偶者、子 2 人(内教育加算 1 人)、住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
748,808 円	749,872 円	1,064 円	12,591 千円	12,638 千円	47 千円

#### 4 実施時期

- ・この改定は、改正条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施

#### 給与構造の改革

##### 1 地域手当の支給割合

- ・国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨等から、平成 20 年 1 月から 14.5%とする。

##### 2 給与カーブのフラット化

- ・本年は、国や民間賃金の状況を踏まえ、類の初任給の引上げ等を行う。
- ・今後とも、民間賃金の動向を考慮しながら、中高年齢層職員と若年層との世代間配分の是正に取り組む。

#### その他

##### 1 教育職員の給与制度

- ・区費負担の小学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定することが適当

##### 2 住居手当

- ・特別区においても、国や他の地方公共団体の動向を踏まえ、検討が必要

## 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

職員の意欲と能力を高め、質の高い行政サービスの提供を図るための人事制度の整備

- 1 能力・業績及び職責に基づく人事管理の推進
  - ・平成19年1月以降、新たな評価制度の運用が開始、評価結果は、給与処遇への反映が図られる。評価制度は、適材適所の任用管理や職員の主体的な能力開発と有機的な連携を図り、機能の充実が必要
- 2 人材供給構造の多様化に対応した有為な人材の確保と活用
  - ・高度・複雑化する行政ニーズへの対応、職員構成の適正維持、組織活力向上のため、拡大した採用チャネルの活用が有効、さらに拡大の検討を推進。採用試験では意欲と能力の高い人材を確保
  - ・仕事の魅力や公務のやりがい、特別区の先進的で特色ある施策の周知等アピール度の高いPR活動をさらに充実
- 3 組織を支える人材の育成と活用
  - ・昇任選考制度について、昇任を職員の重要なキャリアアップの節目として捉え人材育成の観点から昇任への意識付け等を積極的に展開すべき
  - ・管理職選考の改正は、中堅職員への対応も必要、チャレンジしやすく、適切な能力実証が図れる仕組みについて引き続き検討
  - ・管理職に相応しい給与処遇や管理職の魅力アップへの取り組みが必要
- 4 人材育成に関する取り組み
  - ・人材育成には、職層ごとに必要とされる役割、能力を示し、目標を明らかにすることが必要。人材育成計画は総合的な人事・給与制度の重要な柱となる計画であり、任命権者は、さらなる充実に努めるべき

職員が安心して職務に専念でき、質の高い行政サービスの提供を図るための勤務環境の整備

- 1 ライフスタイルの変化、ワーク・ライフ・バランス
  - ・公務能率や組織業績の向上に寄与するワーク・ライフ・バランスの考え方を踏まえた取り組みが必要
- 2 超過勤務の縮減等
  - ・管理職員の勤務時間管理、上限時間数の設定等具体的な取り組みが進行。大幅な改善に至らず、さらに計画的かつ効率的な業務管理と勤務時間管理が必要
- 3 心の健康(メンタルヘルスの推進)
  - ・相談体制や産業医等とのネットワークの構築を進め、心の疾病の予防と円滑な職場復帰に努める必要

区民に信頼される職員としての意識改革の推進

- 1 公務員倫理
  - ・特別区職員による不祥事は依然として絶えない。職員一人ひとりが公務員の自覚を新たにして職務に精励すべき。任命権者は意識啓発、研修等の充実に努めるべき

人事委員会の機能強化と変化への対応

- 1 人事委員会の果たしてきた役割
  - ・本委員会は、23特別区連合方式で設置。共通して準拠し得る人事行政の基準設定と各区の自主的人事運営の必要性に配慮。安定性と継続性を持ち、時代の変化にも的確に対応
- 2 機能強化への社会的要請、今後の展望
  - ・本委員会は、効率的な運営を図りつつ、さらに機能強化と充実に努め、特別区の専門的な人事行政機関としての使命を果たしていく所存

## 平成19年 特別区人事委員会勧告(比較)

		特別区(人事委員会)		東京都(人事委員会)		国(人事院)	
区分		19年勧告	18年勧告	19年勧告	18年勧告	19年勧告	18年勧告
		(H19.10.16)	(H18.10.12)	(H18.10.13)	(H18.10.13)	(H18.8.8)	(H18.8.8)
公民 較差		38 円	△ 1,788 円	△ 309 円	△ 1,357 円	1,352 円	18 円
		(0.01%)	(△0.41%)	(△0.07%)	(△0.31%)	(0.35%)	(0.00%)
改定 額・ 率	給料・ 俸給	円	△ 1,364 円	△ 309 円	△ 932 円	387 円	0 円
			(△0.31%)	(△0.07%)	(△0.21%)	(0.10%)	
	諸 手 当	円	△ 223 円	円	△ 258 円	910 円	0 円
			(△0.05%)		(△0.06%)	(0.24%)	
	は ね 返 り	円	△ 191 円	円	△ 167 円	55 円	0 円
			(△0.04%)		(△0.04%)	(0.01%)	
計	円	△ 1,778 円	△ 309 円	△ 1,357 円	1,352 円	円	
		(△0.40%)	(△0.07%)	(△0.31%)	(△0.35%)		
平均 給与		433,907 円	433,907 円	429,315 円	431,756 円	383,541 円	381,212 円
平均 年齢		44.5 歳	44.5 歳	43.6 歳	43.7 歳	40.7 歳	40.4 歳

※ 平均給与、平均年齢は、民間給与との比較を行った職員についての、4月1日現在のものである。

※ 改定率の内訳は、端数処理の関係で合計と一致しないことがある。

※ 特別区の公民較差は 38 円、0.01%とほぼ均衡しているため、月例給与の改定は見送られている。